

会 議 録

名称	令和3年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	審議開始日 令和3年5月10日(月) 議 決 日 令和3年5月24日(月) 注:第1回情報公開・個人情報保護審議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、書面による開催とした。
参加者	浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、後藤、伊藤、中村、平谷、塩月、飯塚、青木、五来、永積、藤吉
配布資料	諮問事項の資料
諮問事項	(1)東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・入所等調整システムの利用について (2)新型コロナウイルスワクチン接種事業実施に伴う新たな情報システム利用について (3)ペットのお散歩登録業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて (4)「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の取扱いについて
発言の記録	別紙のとおり

諮問事項1

東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・入所等調整システムの利用について

番号	質問	区の考え方
1	<p>何故、国のHER-SYSに個人情報を入力する必要があるのでしょうか。都のシステムがあれば、国に個人情報を持たせる必要はありません。国は必要に応じて許可された統計用数値情報だけ(個人情報を除く)を都のシステムから取り込めば良いではありませんか。都のシステムに統合すれば、区も医療機関も国と都の二つのシステムにアクセスする煩雑さが無くなります。</p>	<p>HER-SYSは、保健所、東京都、国、医療機関等の各関係機関間の情報共有の迅速化を図るために開発されたシステムでございます。HER-SYSへ患者の個人情報を入力し、関係機関が共有することで、健康観察に係る患者等本人の利便性向上等につながっております。</p> <p>目黒区保健所で管理している陽性患者は、目黒区外の医療機関で診断を受け、その医療機関が所在する都道府県の保健からHER-SYSを通じて患者情報が転送されてくる場合もございます。このため、都のシステムのみで患者情報を管理するのは困難であると考えております。</p>
2	<p>フロー図によると、医療機関から発生届(用紙)が送られてきたら、区はその情報をシステムに入力する必要がありますが、何故医療機関は最初から都のシステムに直接入力できないのでしょうか。システム上に全ての情報が入力されていれば、発生届の発行は不要です。</p>	<p>医療機関による発生届の情報はHER-SYSから東京都が都システムに取り込むことになっており、区保健所は、その後の積極的疫学調査等から分かった情報を都システムに入力し、入院・宿泊調整を行うという仕組みです。医療機関は患者受入れ可能情報は提供しますが、発生届情報を都システムに入力することは想定されていません。</p>
3	<p>フロー図を見ると、患者基本情報・発生届情報をHER-SYSへ入力するのは医療機関か区がよくわかりません。</p> <p>4(1)に区のイントラネット端末からのアクセスとあるので区が入力すると理解すると、医療機関からは発生届はどんな形で入手しますか、入手にあたりどんなファイアウォールが設けてありますか。</p>	<p>HER-SYSへ入力するのは、医療機関及び区の両方となります。区が入力する場合の発生届は、医療機関からFAXで送信されてきたものになります。医療機関に対してFAXで送信する場合は、番号誤りがないか確認を徹底するようお願いしております。</p>
4	<p>資料1-2 4(1)アのアクセス制限とは、イントラネット端末へのアクセス制限の説明でしょうか?その場合、都システムにアクセスする端末を固定するということでしょうか?都システムへのアクセス制限は都システムの責任と思いますが、区としてはそのIDやパスワード等の管理などの情報セキュリティ対策が重要と思います。</p>	<p>お見込みのとおり、イントラネット端末へのアクセス制限の説明でございます。都システムへのアクセスは、保健予防課の職員のみ行えるよう情報政策課が設定しております。</p> <p>都システムへアクセス時に必要なIDやパスワード等の管理は、徹底していきます。</p>
5	<p>資料1-3 4行目に、本事業の開始前に個人情報の取り扱い方法やセキュリティ対策について検討・確認を行っているようですが、確認結果を教えてください。</p>	<p>区内部の会議である情報化推進委員会(目黒区電子情報処理規則により設置)で個人情報の取り扱い方法やセキュリティ対策について事前に審議し、承認をしております。</p> <p>また、都システムへアクセス・入力を行う職員それぞれにシステムへログインするためのIDとパスワードを作成し、システムへアクセス等した職員が特定できるようにしております。</p>
6	<p>ハースの操作マニュアルのセキュリティについての説明を読んでいると、使う側にセキュリティ対策を求める内容になっています。医療機関からハースへ発生届を入力する場合、インターネット回線を介して接続とある。区として都や国のハースへの接続にセキュリティ対策を行っていても、情報が一元化されているため、他の機関から情報が漏れてしまう可能性があるのではないかとこのフロー図に見える。特に医療機関からハースへのアクセス時に各医療機関のセキュリティレベルは一定以上のものになっているかどうか、ご説明頂きたい。</p>	<p>各医療機関がHER-SYSへアクセスするためには、区が発行したIDと各医療機関が考えたパスワードをまずサインイン画面へ入力いたします。その後、医療機関が登録した電話番号へ電話もしくはSMSが届きます。電話の場合は特定のボタンを押して会話を終了、SMSは記載の数字を入力することで初めてHER-SYSへログインができる「2重認証」が採用されております。</p>

意見

- ・令和3年4月20日に遡って賛成します。
- ・HER-SYSは濃厚接触者など中央で一元的に集める必要のないものまで情報提供を求められ、時系列に並べられているだけで分かりにくいという現場の声もある。個人情報保護の観点からも保健所の業務を効率的に進めるうえでも国に対し入力必須項目を精査するよう求め、入力したデータをどういう風に用いるのかフィードバックを求めること。
- ・管轄が多岐に渡る複合システムが非常に煩雑で合理性を欠く現状では、人的ミスの確率が高く、個人情報保護という観点からリスクが高い。FAXなどの使用をなくし、一貫性のあるシンプルなシステムの構築が必要。
- ・現場が大変なところ、業務効率化のためにシステム導入という重要な案件と思います。大変な現場の運用の中でも個人情報漏えい事故は起こさないようご注意願います。

諮問事項2

新型コロナウイルスワクチン接種事業実施に伴う新たな情報システムの利用について

番号	質問	区の考え方
1	国のワクチン接種記録システムに入力される情報は、個人番号又は3情報(氏名、生年月日、性別)という理解でよろしいでしょうか。	転入があった場合に、転出元自治体へ接種情報の照会を行う際、個人番号又は3情報(氏名、生年月日、性別)を入力します。
2	資料2-1(5)について「単身赴任、上京学生、里帰り妊婦等」とありますが、この中に施設入居者も含まれていると考えて良いのでしょうか。 施設入居の高齢者クラスターは何度もニュースになり、死亡率も高く問題になっています。こうした施設入居者には住民票を違う市区町村から移さずそのままの方々も多く、またご自分で予約を取り接種会場に行くことも困難な方が殆どです。現在各地の高齢者施設での接種がこのようなことから滞っている所がままあると聞きました。目黒の場合は、上記対象者に該当し早期に接種が可能となると考えてよいのでしょうか。	施設入居者については、優先接種対象者であるので、ご質問の方とは別に先に接種券を発送します。入居施設で接種を受けることとなります。
3	ワクチン予約システム障害のニュースがありました。目黒はセールスフォース・ドットCOMのクラウドを利用しているとのことでした。LINEで問題になったような、個人情報の海外での漏洩の危険などはないのでしょうか。チケットぴあなど日本の業者もあるようです、今後利用の検討などをして頂けると有り難いと思います。	目黒区の予約システムで管理するデータは、セールスフォースドットCOMが提供する日本国内のデータセンターで、日本の法規が適用されるクラウドサービスとなり、これ以外の場所には保存されません。このサービスはISMAPの認証を取得しており、LINE社で問題となったような海外での個人情報漏洩の危険性はありませぬ。
4	資料2-2「CVSファイルの内容 宛番号…死亡フラグ」 資料2-3「対象個人情報 ①対象者情報…死亡フラグ」 「死亡フラグ」は、「死亡」の誤りでしょうか、それとも、これが正しいのでしょうか。	「転出/死亡フラグ」とはデータ管理上、「転出」「死亡」と記録するのではなく、転出に該当すればその項目が「1」などと記録するため、このような表記になっています。
5	LGWANは、インターネットから切り離された行政専用の閉域なネットワークと了解します。インターネットよりも外部からの攻撃に強いファイアウォールを持っていると理解します。このシステムは今回諮問されている他の事項についても利用されていますか。	他の諮問事項における利用はありません。
6	「5 審議の必要性」において、諮問事項1及び諮問事項4と違い、遡及諮問とする旨及び事業開始前に検討・確認を行っている旨の記載がありませんが、審議の対象範囲は遡及がないということでしょうか。	2(1)ワクチン接種記録システムについては令和3年4月9日に遡って諮問し、(2)「医療従事者向けの接種予約システム」「接種券再発行システム」「転入者の接種券発行システム」「住所地外接種に係る申請受付のシステム」については令和3年4月21日に遡って諮問するものでございます。また、事業開始前に、事務局及び関係所管において取り扱う個人情報及び取扱い方法並びにセキュリティ対策等について検討確認を行っております。以上記載が漏れておりました申し訳ございません。
7	特定個人情報を扱いますが、特定個人情報保護評価は行っているでしょうか？緊急時の事後評価という整理がされている場合はいつ行うのでしょうか？	特定個人情報保護評価は現在作成中です。「重点項目評価」として6月中に評価を完了する予定です。
8	LGWANを介した国の情報システムとのオンライン結合、および、LGWAN-ASPサービスを利用するオンライン結合を行う業務に関する過去の審議を参考にし、過去の該当審議を教えてくださいませんか？	お求めの該当審議として、以下の3例をお示しします。 ・平成27年6月1日審議「個人番号カードを利用したコンビニエンスストアにおける証明書の自動交付機導入に伴う個人情報の取扱いについて」(別紙1) ・令和2年2月17日審議「コンビニ交付システムにおけるクラウドサービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて」(別紙2) ・令和2年2月3日審議「ぴったりサービスを利用した児童手当等の電子申請に係る電子計算組織の外部結合について」(別紙3)

9	資料2-3「実施機関外への情報提供等」の4行目末尾の「(目黒区の接種券発行手続時)」とありますが、この記載はどのような意味でしょうか？むしろ他の自治体における接種券発行時の話かと思いました。	目黒区へ転入されたかたに対して、目黒区が目黒区用の接種券の発行を行います。この発行時に、接種記録を確認します。
10	資料2-5 5.審議の必要性6行目の「これ」とは、「目黒区特定個人情報の保護に関する条例第3条第1項の規定」のことを指しているのでしょうか？	ご質問のとおり、「目黒区特定個人情報の保護に関する条例第3条第1項の規定」のことを指しています。
11	資料2-4の対象個人情報の①と⑤に性別がないのは事前にわかっているという前提でしょうか。全体として①～⑤までは、統一すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。	記載ミスです。①～⑤いずれも「性別」が必要です。委員ご指摘のとおり、「性別」を入れ、取扱いを統一しました。
12	国から貸与されたタブレットのセキュリティはどのような対策をしているのか、伺う。	国が下記のセキュリティ対策を行っています。 ・タブレットと接種記録システムのログイン時のパスワードロック ・接種記録システムにしかアクセスできないようにアプリケーションの制限 ・盗難・紛失時は、遠隔操作によりタブレットを利用できないようにロック、データ消去
13	「5 審議の必要性」において、目黒区特定個人情報の保護に関する条例との関係を整理したとしていますが、目黒区における条例等の有権解釈権を有する部署(総務部総務課でしょうか)の了解の下ということでしょうか。なお、以前に同様の案件でこの点(条例の対象外)についての指摘に対して、「制度の不備」との説明があったと記憶しています。本諮問事項の緊急性から制度の改正が間に合わないのは仕方ないと考えますが、今後の条例改正等の不備の治癒の予定はどのようになっているのでしょうか。	特定個人情報は、通常は情報提供ネットワークシステムを用いて授受されるものであり、特定個人情報の保護に関する条例の制定時にこのことを想定しております。今回の国のシステムはワクチン接種記録を一括で管理するシステムであり、このシステム内で各自治体が接種者情報の記録を授受するという、当該条例制定時には想定していない新たなシステム形態であるため、他のLGWAN-ASPと同様、個人情報保護条例に規定する外部結合として整理したものです。
		(再回答) (前段)審議の必要性について、上記及び下記の解釈は総務部総務課に確認済みです。 (後段)上記のような事例に対する対応については、本日(令和3年5月19日)公布された個人情報保護法の改正法に伴う条例の見直しと併せて検討する予定です。
14	資料2-4中央の図にLGWAN領域とインターネット領域との間に「DMZ領域」とあるが、どのようなものか。LGWANのデータを誤って接種対象者がみられるような事態をどのように防止しているか。	「DMZ」とは直訳では非武装中立地帯ですが、安全なネットワークと安全でないネットワークをつなぐための中間領域のネットワークのことです。「DMZ」はどちらからも見られますが、その先のネットワークには入れません。この仕組みにより、外部と内部のネットワーク間のデータの授受を安全にできるようにしています。

意見

・「ワクチン接種記録システム」については令和3年4月9日、「医療従事者向けの接種予約システム」、「接種券再発行システム」、「転入者の接種券発行システム」及び「住所地外接種に係る申請受付のシステム」については同月21日に遡って賛成します。

・条例で想定されていない特定個人情報のオンライン結合とのことで質問13の回答に「他のLGWAN-ASPと同様」とありますが、あくまで番号法19条15号に基づく緊急対応とのことですのでご注意ください。

・LGWANを他の諮問事項に使わないのは技術的な背景はありますか。

諮問事項3

ペットのお散歩登録業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

番号	質問	区の考え方
1	利用者は、目黒区民のみか、オーパス・ドッグ・クラブ会員のみか。利用登録がされれば目黒区民以外の者でも利用可なのか。(渋谷・世田谷区境に施設が立地している為)2委託業務の概要に、「区民等の利用登録及び申込書の保管を行う。」と記載されているが「等」は目黒区民外を指すのか。	利用者は利用登録がされれば目黒区民に限らずどなたでもご利用できます。「区民等」との「等」は区外の方を指します。
2	別紙2申込書の下欄*に記載されている「個人情報を1か月以内に目黒区に引き渡します。」とあるがその方法と頻度は。目黒区では情報受領後保管・管理、有効期限後の情報破棄はどのように行うのか。	毎月、現地に区と受託者との定例会を実施しておりますので、その際に申込書を区が回収いたします。区に受領後は、5年保存文書として保管し、期限終了後は溶解処理により処分いたします。
3	管理人、目黒区は情報を紙ベースで管理・保管するつもりなのか。安全管理の点から疑問を持たざるを得ない。システム対応の検討は。	現地管理事務所ではパソコンを配置していないため、紙ベースでの情報保管をいたします。区に回収後、電子情報化いたします。万が一、誤って電子情報を消去してしまった場合に備え、紙ベースは5年間保管いたします。また、電子データは紙文書と同様に5年間保管した後、削除いたします。
4	本件は、外部委託業者に対する「秘密保持契約」に関わる事項なので、外部委託業者を採用する場合は、常に必要となる契約です。果たして、これを毎回審議する必要があるのでしょうか。外部委託業者を採用する場合は「秘密保持契約」を結ぶことと規定しておけば、どの状況にも適用されるはずではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「秘密保持契約」については、公園維持管理受託者と結んでおります。しかし、個人情報保護に関する詳細な規定内容が不足していたため、今年度は別紙4の「個人情報の保護に関する覚書」を受託者と取り交わし、次年度以降、公園維持管理受託者と「個人情報保護に関する特記仕様書」を含めた内容で契約を締結して参ります。
5	更に、登録業務をデジタル化すれば、紙の申込書の受理や登録証の発行は不要になります。是非この機会に、デジタル化(ペーパーレス化)を進め、個人情報保護が容易になることを望みます。	現地の管理事務所ではパソコンを配置していないなど、ネット環境の整備が進んでいないため、紙ベースでの手続きとしております。また、登録できるペットの大きさが中型犬までであり、その確認作業を現地での申請時に実施するため、登録者には現地まで足を運んでもらい、紙の申込書に記載してもらう必要がございます。デジタル化については今後、検討してまいります。
6	資料3-7など 個人情報に携わる個人への守秘義務についてシステムに携わる人が知り得た個人情報をコピー等以外の方法で外部に漏洩する等の場合を考えました。別途システムに携わる個人への守秘義務などを課して対処しているということでしょうか。	現地管理事務所の従事者は、紙の申込書の受付業務を行い、システムに携わることがございませんが、「資料3-7」の「個人情報の保護に関する覚書」の第2条で、守秘義務を、第6条で目的外使用や外部提供の禁止を課しております。
7	ペットお散歩登録制度は平成26年から運用しているとのことですが、審議会の了承が漏れていたとのことですが他にも同様の案件がないかどうか確認は済んでいますか。	新たに開始する事業・変更する事業において、目黒区個人情報保護条例等の各規定に定める手続きの遺漏を防ぐため、先日、全庁に注意喚起を改めて伝達いたしました。また、審議会のご承認をいただいていない事業がないかの点検につきましては、速やかに全庁で調査を実施する予定でございます。
8	資料からは、本委託事業において、受託事業者が取り扱う個人情報は、登録申込書により収集した個人情報以外ありません。したがって、別紙4の覚書の第9条の規定内容が委託事業の内容に沿っていないこととなります。例えば、次のように修正してはいかがでしょうかと考えますが、ご検討ください。 (個人情報の引渡し) 第9条 乙は、委託事業により収集した個人情報を1か月以内に甲の指定する方法で甲に引き渡さなければならない。 2 前項の規定によるほか、乙は、委託契約が終了し、若しくは解除されたとき、又は甲の指示があったときは、委託契約により収集した個人情報を速やかに甲の指定する方法で引き渡さなければならない。	ご指摘のとおり、修正してまいります。

9	区内の他の公園では、ペット連れの個人を登録することはないと思いますが、なぜこの公園だけは個人情報を収集する必要があるのでしょうか？	高速道路の屋上に立地しマンションが隣接しているという特殊な環境に配慮して、ペット利用のマナーの遵守を徹底するという観点から、本制度を導入したものです。
10	システムに携わる人が知り得た個人情報をコピー等以外の方法で外部に漏洩する等の場合を考えました。別途システムに携わる個人への守秘義務などを課して対処しているということでしょうか？	現地管理事務所の従事者は、紙の申込書の受付業務を行い、システムに携わることがございませんが、「資料3-7」の「個人情報の保護に関する覚書」の第2条で、守秘義務を、第6条で目的外使用や外部提供の禁止を課しております。
11	「ペットお散歩登録」の受託事業者名をご教示頂きたい。天空庭園の維持管理業務の受託事業者と同じか。	受託事業者名は「NPO法人大橋エリアマネジメント協議会」で、天空庭園の維持管理業務受託者と同じです。
12	別紙1ペットお散歩登録利用ルールに目黒天空庭園とオーパス夢ひろばの利用ルールについて添付する必要があるのではないか。見解を伺う。	目黒天空庭園とオーパス夢ひろばのペットを連れての利用ルールにつきましては、別紙1の「〇お散歩登録者の方へ」と「〇公園の利用について」に記載しております。公園の一般的な利用ルールにつきましては、ルールブックを別途作成しておりますので、登録の際に添付するようにいたします。
13	お散歩登録の有効期間は、登録した年の翌年12月末となっている。有効期限が過ぎた場合、再度登録が必要となるが、別紙2の「ペットお散歩登録申込書」を再度記載することになるのか。その際、古い登録申込書は破棄することになるのか。そのあたりの記述がないので確認したい。ご教示頂きたい。	有効期間が過ぎた後は、申込書を再度記載していただき改めて登録をしていただくこととなります。万が一、誤って電子情報を消去してしまった場合に備え、紙ベース登録年度を含めては5年間区役所に保管し、期限終了後は溶解処理により処分いたします。
14	ドッグランはほかにも中目黒公園やクラフトビレッジ西小山にもあったと思うが、そうした場に関しても適切に諮問されているか。	中目黒公園では区として同様の取組はしていません。また、クラフトビレッジ西小山は民間施設です。

意見

- ・登録に関してすべて紙ベースで行い、申込用紙は金庫で保管し、区が毎月1度回収することになっている。ペットのお散歩マナー向上のための目的であれば、登録時、必要な項目を精査すべきである。
- ・是非この機会にネット環境を整備し、ユーザーフレンドリーな完全デジタル化を進めてください。
- ・審議漏れ事項が発覚した場合、速やかに同様の案件がないか確認する体制をお願いします。

諮問事項4

「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の取扱いについて

番号	質問	区の考え方
1	自宅療養者が死に至るケースが出てきており、病状が悪化した場合にフォローアップセンター等との情報交換が本人と十分に出来ない場合(重症、中等症)、自宅療養者の同居の親族、同居人等が代わりに対応することが出来るのか否か。特例、ガイドラインを設け対処方針を定め明確にするのか。もしくは自宅療養者と個別に個人情報取扱いに、関する確認を文書、口頭等(本人の同意)で取り交わしておくのか。	東京都個人情報の保護に関する条例において、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、本人以外から個人情報を収集することができるとあり、療養者本人が直接フォローアップセンター等へ連絡することが困難である場合には、本人以外が連絡することができると都は判断しております。 従って療養者本人から同意の取り交わし等は行っておりません。 また、自宅療養者から同居親族等がフォローアップセンター等へ連絡することを依頼＝委任されたものとして情報交換等を行っております。自宅療養者からの区保健所への連絡においても、区では目黒区個人情報保護条例に基づき都と同様に考えます。
2	自宅療養者等の「等」は同居の親族、同居人、友人、知人を指しているのか。その範囲はどこまでか。	自宅療養者等は、「感染状況に応じて、高齢者施設等に入所中の療養者や宿泊療養施設の療養者の診療依頼にも対応」「感染拡大時には入院・宿泊調整中の陽性者からの診療依頼にも対応」するとしています。なお、療養中ではない同居の親族、同居人、友人、知人は対象に含まれません。
3	「個人情報の取扱いに関する特記事項」の(秘密保持)第1項 もし自宅療養者が対応できずに、同居の親族等が対応するとしたら、第1項の受託者は委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。との文言との整合性はいかに。	同居親族等は自宅療養者からの依頼(委任)を受けてフォローアップセンター等に支援要請してきたとみなすため、第三者にはあたらないと東京都は考えております。
4	センターの健康観察システムと記載されていますが、そのシステムのデータファイルのフロー図がありません。システムの詳細と誰がアクセスするのが不明です。	フォローアップセンターの健康観察システムの利用について、令和3年2月8日の本審議会に諮問し、その中でフロー図をお示ししております。今回の諮問は、当該健康観察において医療支援を強化する事業に係るものとなるため、健康観察システム自体の説明は行っておりません。2月8日の資料(別紙4)を改めてお送りしますので、ご確認ください。
5	民間企業である「ファストドクター(株)」は、夜間・休日対応する医療支援者と理解していますが、都が委託している業者なので企業内容や実績等は区が把握できていないし審査できないということですか。	企業内容や実績などは、ホームページ等で区が独自に調べることはできますが、事業者選定における審査は出来ません。ただ、事業を行う中で、個人情報保護の適切な対応は求めてまいります。
6	実績報告は全てシステム上で作成されるものですか、それとも紙ですか。	システムではなく、東京都が作成した様式(エクセル)で作成されます。
7	FUCが作成する情報提供用のメモはシステム外の紙ですか。	システムではなく、東京都が作成した様式(エクセル)で作成されます。
8	当番医が作成する診療報告書はシステム外の紙ですか。	システムではなく、東京都が作成した様式(エクセル)で作成されます。
9	関係者が作成する報告書等を全てシステム内で一括管理しアクセス権を限定し個人情報を管理できないのでしょうか。報告書やメモが個別に作成されるとすると合理的且つ正確な情報処理ができないと思います。	東京都からそのようなシステムを構築するという通知は来ておりません。報告書の様式は東京都が作成したものを使用することになっているため、個別の報告書等が作成されることはないと考えております。
10	自宅療養者等の個人情報をFAXで送受信する際、番号を間違えて他人に送信してしまうことが考えられますが、それに対する情報流出の危険性をどのように回避されますか。	FAX送信する際は、職員2名でFAX番号に誤りがないか確認をしてから、送信するようにしております。
11	仕様書の契約期間が6月30日までとなっていますが、何を根拠にこの期限が設定されたのでしょうか。延長された場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。	東京都の予算の関係で、6月30日までの契約期間となっていると聞いております。契約期間が延長される場合は、通知が改めて区へ届く予定です。

12	<p>区の電子計算組織と外部の電子計算組織を結合することが審議理由になっています。これはルールによるものと了解しています。</p> <p>一方、自宅療養者からの健康相談はどのような形で行われていますか。効率性を重視するのであれば、メールやライン等での相談がベターです。対応可能な主治医がない場合は、自宅療養者自らが相談すると運用イメージにあります。これら当番医師や自宅療養者からのメール、ファックスによる個人情報はどう扱われていますか。</p>	<p>原則、自宅療養者からの健康相談は電話にて行っております。区保健所へ電話が繋がらない場合は、フォローアップセンターの24時間対応の電話番号へ連絡するよう、自宅療養者へ伝えております。</p> <p>必要に応じて、メールアドレスやFAX番号を伝える際は、送信誤りすることがないように説明しております。当番医師がメールで自宅療養者の情報を区等へ送信する場合は、東京都指定の様式に必要な事項を入力し、パスワードをかけた状態で送信することとされています。</p>
13	<p>本事業で区が外部へ個人情報を提供する際の、情報提供先と区の関係はどういう関係になるでしょうか？委託契約は都と提供先かと思うので、区との関係性を確認させてください。</p>	<p>東京都が東京都医師会(地区医師会へ再委託)及び在宅医療専門機関(ファストドクター)へ委託して当該事業を実施します。この都の委託事業の中で区は目黒区医師会等へ自宅療養者の個人情報を提供して支援要請をするものです。</p> <p>個人情報の保護対策は、当該契約の「個人情報の取扱いに関する特記事項」で確保されますが、区においても、事業実施の中で個人情報保護を十分に行ってまいります。</p>
14	<p>資料4-2「情報セキュリティ対策」の記載に電子メールの送信先確認が挙げられてませんが、手順として徹底しているでしょうか？電子メールを使う場合は、送信先間違いによる情報漏洩を防ぐことが必要ですのでよろしく願います。</p>	<p>送信先アドレスはアドレス帳に登録しているアドレスを使用することとしています(入力誤りを防止)。また、送信先に誤りがないか、送信ボタンを押す前に確認することを徹底いたします。</p>
15	<p>業務が忙殺されている中、業務手順が詳細に書かれているが、実際ミスが出て、どこかで情報漏洩がおこるのではないかと考える。以下の部分についてミスが出ないように対策を講じていることがあればご説明頂きたい。</p> <p>ア. FAXの送信ミスが起きないように送信前に番号確認と書いてあるが、注意していても間違ふことがあることを考慮し、取っている対策はどんなものか。</p> <p>イ. 業務手順の中で同報CCなど細かく書かれているが、記録媒体上の情報の消去の中にメールは含まれないのか。(メールの内容は個人情報にあたるものが送信されないのか)</p>	<p>ア.につきましては、送信先FAX番号は入力間違いを避けるため、FAX本体へ事前登録を行います。事前登録した番号を送信時に選択し、送信作業を行う職員とは別の職員が誤った番号を選択していないか確認するようにしております。</p> <p>イ.につきましては、個人情報は東京都が指定する様式(パスワードがかかっているもの)へ記載することになっており、メール本文へ個人情報を記載することはありません。</p>
16	<p>別紙3「個人除法の取扱いに関する特記事項」第3の2において、「再委託先の秘密保持に関しては、受託者の責任において管理するものとする」とあるが、再委託先で問題が生じた際にその情報が区にきちんと届く保証はあるのか。</p>	<p>東京都と東京都医師会、東京都とファストドクターの契約事項であるため、再委託で情報漏えい等の事故があった場合、契約当事者が東京都に報告することとなる。東京都と目黒区の間では自宅療養者等のフォローアップで連携しているため随時情報提供が行われま</p>

意見

<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月20日に遡って賛成します。 ・「質問5」に対する区のご回答の通り、この事業を行う中で、区が民間企業に対し適切な対応を求めていただきたいと思います。 ・事後の諮問となっているものの賛成する。 ・個人情報漏れやすい煩雑な紙の印刷やFAXの使用は避け、完全デジタル化を進めてシステム上の管理が容易にできるようにしてください。 ・FAXやメールの誤送信対策も考えられていてよいと思います。

要望事項

要望1:

2月の諮問時にも気づいた点ですが、送られて来る資料ごとに諮問名が変わっています。非常に分かりにくく混乱が生じますので、諮問番号を付与する等、対策を講じ文書管理と一貫性の徹底をお願いします。下記に問題の箇所を明記します。

1

- a. 3月19日の通知:新型コロナウイルス感染症患者入院・宿泊等調整システムの利用
- b. 3月19日の資料:東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・宿泊等調整システムの利用
- c. 4月27日の通知:東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・宿泊等調整システムの利用
- d. 4月27日の資料:東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・入所等調整システムの利用

2

- a. 3月19日の通知:新型コロナウイルスワクチン接種記録システム等利用
- b. 3月19日の資料:ワクチン接種記録システムの概要
医療従事者向けの接種予約システム及び接種券再発行・
住所地外接種に係る申請受付のシステムの概要
- c. 4月27日の通知:新型コロナウイルスワクチン予防接種事業実施に伴う新たな情報システム利用
- d. 4月27日の資料:新型コロナウイルスワクチン予防接種事業実施に伴う新たな情報システム利

3

- a. 3月19日の通知:なし
- b. 3月19日の資料:なし
- c. 4月27日の通知:「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の送受信について
- d. 4月27日の資料:「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の送受信について
- e. 5月10日の通知:「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の取り扱いについて
- f. 5月10日の資料:「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」(東京都事業)の実施に伴う個人情報の送受信について

回答1:

ご案内の度に件名が変更になっていることのご指摘につきまして、お詫び申し上げます。事後の承認をお願いしております新型コロナウイルス感染症関連の案件については、できるだけ早く委員の皆様にご内容をお伝えしようと努めておりましたが、国や都からの情報提供により事業内容が徐々にわかっていくという状況にありました。このため、件名については、資料の修正を重ねる中で、どうしても変更となってしまう場合があります。今後は諮問番号等で管理するなど、わかりやすい資料の作成に努めてまいります。

要望2:

本年度第一回審議会の諮問事項は全て事後諮問ということですが、いずれも極めて重要な個人情報流出リスクが伴う事例ですから、緊急とは言え、審議無しで進めてしまうことは非常に危険です。更に、システム自体がまだ構築されていない状況で進めることは、後日追加・変更になる箇所が多く、混乱を招く結果になりできるだけ避けなければなりません。今後このような緊急事態が発生した場合、どのように扱うのが正しいのかを再度十分審議していただき、綿密な対策を講じてリスク回避をお願いします。

5月10日の通知では、更に7年間も審議漏れが発覚しなかった項目が追加されました。このような事態があるということは、他にも似たような事例があると思わざるを得ません。新たな仕組みづくりを検討されているそうですが、7年も経過した案件を今直ちに審議する必要があるのでしょうか。区全域にわたる調査を完了し、個人情報保護のための完璧なシステムを確立してから審議された方が賢明ではないでしょうか。

又、今後このような漏れや誤字がないように行政全体の文書・システム管理が徹底出来るよう、自動的に注意喚起を促すダミーセーフシステムが必要です。これを機会に管理システムが正しく機能し国際基準を満たしているかを調査し、品質管理上定期的な文書及びシステムの内部監査の実施とデジタル化(ペーパーレス化)を求めます。

回答2:

本来、各事業につきましては、条例の主旨にのっとり、審議会のご承認をいただいてから事業実施となるところです。しかし、感染症対策に係る事業につきましては、区民の生命・健康に対する危険を避けるため、早急な対応が求められることから、例外的な取扱いとして、承認前に事業を開始しているものです。このことについては、令和2年7月13日開催の本審議会でご了解をいただいております。会長に相談の上、委員の皆様事前に情報提供させていただいて事業を実施し、その後直近の審議会に諮問するという扱い方でございます。(審議会の会議録については目黒区公式ホームページでご覧いただけます。

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/hirakareta/kojinjoho/kaigiroku/R02_kaigiroku.files/R02-02.pdf個人情報保護担当課、システム関係各課及び事業課と連携し、適切な個人情報保護対策を講じてまいります。

また、平成26年度に業務を開始済の案件でございますが、個人情報保護のための適正な手続きを経ずに業務を実施してしまいましたことを改めてお詫びいたします。本業務につきましては、現在当審議会の承認をいただくまで個人情報の取扱いを中止してございまして、適切な手続きの後、再開をさせていただきたく、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

今後このようなことが生じない様、職員一人ひとりが、条例に規定する手続きの遺漏を防ぐため、先日、全庁に注意喚起を改めて伝達いたしました。また、審議会のご承認をいただいている事業がないかを速やかに全庁に調査する予定です。調査結果に基づき適切に対応してまいります。併せて文書の適正な管理に努めてまいります。